

## 小規模事業資金

対象者	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人)以下の 小規模企業で、既存の保証付き融資残高と申込金額の合計額が 1,250 万円以内である者	
使途	設備	運転
限度額	1,250 万円	
期間( )内据置	10 年(1 年)以内	7 年(1 年)以内
融資利率	年 1.9%以内	
信用保証	年 0.50% ~ 1.76%を付する	
保証人・担保	原則不要(但し、法人業者は代表者の連帯保証人とする)	
申込場所	本庄商工会議所	

## 起業家育成資金(独立開業資金)

<b>対象者</b>	1.法律に基づく資格を有し、その資格を活かして開業しようとするもの 2.勤務した企業と同一業種(職種)を開業しようとする者で、その業種(職種)に継続して1年以上勤務した経験のあるもの	
<b>用途</b>	設備	運転
<b>限度額</b>	3,000万	1,500万
<b>期間( )内据置</b>	10年(1年)以内	7年(1年)以内
<b>融資利率</b>	年1.4%以内	
<b>信用保証</b>	年0.45%~1.59%を付する	
<b>保証人・担保</b>	担保:金融機関及び保証協会との協議により定める 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)	
<b>申込場所</b>	本庄商工会議所	

## 起業家育成資金(新事業創出貸付)

<b>対象者</b>	具体的な計画を持ち新たに事業を開始しようとするもの又は創業5年未満のもの (個人が創業する場合、事業費の50%以上の自己資金を有するもの)	
<b>用途</b>	設備	運転
<b>限度額</b>	1,500万	1,500万
<b>期間( )内据置</b>	10年(1年)以内	7年(1年)以内
<b>融資利率</b>	年1.3%以内	
<b>信用保証</b>	年0.8%を付する	
<b>保証人・担保</b>	担保:不要 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)	
<b>申込場所</b>	本庄商工会議所	

## 起業家育成資金(再挑戦支援貸付)

<b>対象者</b>	過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有する個人で、事業廃止日から5年を経過する前に当貸付に係る申込みを行った創業者 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において、業務執行役員であった個人で、会社を解散した日から5年を経過する前に当貸付に係る申込みを行った創業者	
<b>用途</b>	設備	運転
<b>限度額</b>	1,000万	1,000万
<b>期間( )内据置</b>	10年(1年)以内	7年(1年)以内
<b>融資利率</b>	年1.3%以内	
<b>信用保証</b>	年0.8%を付する	
<b>保証人・担保</b>	担保:不要 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)	
<b>申込場所</b>	本庄商工会議所	

## 事業資金

	長期一般貸付				短期貸付
対象者	中小企業及び中小企業組合				中小企業者、知事が認定した中小企業組合とその組合員
使途	設備	運転	設備 (組合)	運転(組 合)	運転
限度額	6,000万 円	5,000万 円	3億円	6,000万 円	中小企業者 1,000万円 組合(員)5,000万円
期間( )内据置	設備 10年(1年)以内 運転 7年(1年)以内				6か月以内
融資利率	年 2.0%以内				年 1.875%以内、 保証付は 1.475%
信用保証	年 0.45% ~ 1.64%を付する				原則として年 0.45% ~ 1.64%を付 する
保証人・担保	担保:金融機関及び保証協会との協議により定める 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)				
申込場所	本庄商工会議所				

## 経営支援特別融資

対象者	最近3か月の平均売上高が、平成2年以降のいずれかの年の同期の平均売上高と比較して、減少している 中小企業者
使途	運転
限度額	1,500万円
期間( )内据置	7年(1年)以内
融資利率	年1.8%以内
信用保証	年0.45%～1.64%を付する
保証人・担保	担保:不要 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)
申込場所	本庄商工会議所

## 経営安定資金(大臣指定等貸付)

	指定企業関連	災害復旧関連	特定業種 関連	金融円滑化関連
<b>対象者</b>	経済産業大臣 又が指定した 再生手続開始 申立等企業に 債権を有する 中小企業者・ 中小企業組合	経済産業大臣の 指定する災害そ の他の突発的事 由の影響を受け、 市町村長の認定 を受けた中小企業 者・中小企業組合	経済産業大 臣の指定業 種を営むもの で、売上が減 少するなどし ている 中小 企業者	中小企業信用保険法 第2条第4項、第6号 (破綻金融機関との金 融取引)の規定に基 づき、市町村長の認 定を受けた中小企業 者、中小企業組合
<b>使途</b>	運転		設備	
<b>限度額</b>	5,000万円 (災害復旧関連の組合の場合、6,000 万円)		5,000万円 (災害復旧関連のみ。組合の場合、1 億)	
<b>期間( )内据置</b>	7年(1年)以内		10年(2年)以内	
<b>融資利率</b>	年 1.3%以内			
<b>信用保証</b>	年 0.80% 災害関連保証利用の場合 0.50% ~ 1.76%を付する			
<b>保証人・担保</b>	担保:金融機関及び保証協会との協議により定める 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)			
<b>申込場所</b>	本庄商工会議所			

## 経営安定資金(知事指定等貸付)

	指定企業関連	災害復旧関連	特定業種関連	金融円滑化関連
<b>対象者</b>	知事が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有する中小企業者・中小企業組合	災害の影響を受け、市町村長等々の罹災証明を受けた中小企業者・中小企業組合	知事の指定業種を営むもので、売上が減少するなどしている中小企業者	中小企業信用保険法第2条第4項、第7号(金融機関の支店、人員の削減)、第8号(整理回収機構への債権譲渡)の規定に基づき、市町村長の認定を受けた中小企業者、中小企業組合
<b>用途</b>	運転		設備	
<b>限度額</b>	5,000万円 (災害復旧関連の組合の場合、6,000万円)		5,000万円 (災害復旧関連のみ。組合の場合、1億)	
<b>期間( )内据置</b>	7年(1年)以内		10年(2年)以内	
<b>融資利率</b>	年1.4%以内			
<b>信用保証</b>	年0.45%～1.59%を付する セーフティネット保証利用の場合 0.68%			
<b>保証人・担保</b>	担保:金融機関及び保証協会との協議により定める 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)			
<b>申込場所</b>	本庄商工会議所			

## 借換資金

<b>対象者</b>	平成 18 年度以前に借り入れた制度資金の融資残高があり、最近 3 か月の売上高が前年同期よりも減少しており、借換資金の利用により経営の安定が見込まれ、かつ返済の見込みが十分ある者(各既往借入金について 1 回限り)
<b>使途</b>	運転
<b>限度額</b>	8,000 万円 既往借入金、新規運転資金及び信用保証料相当額の合計が範囲内であること
<b>期間( )内据置</b>	7 年(6 か年)以内
<b>融資利率</b>	金融機関所定利率
<b>信用保証</b>	年 0.45% ~ 1.64% を付する セーフティネット保証 1~6 号利用の場合 0.80% セーフティネット保証 7・8 号利用の場合 0.68%
<b>保証人・担保</b>	担保:金融機関及び保証協会との協議により定める 保証人:個人(不要)・法人(代表者の連帯保証人とする)
<b>申込場所</b>	本庄商工会議所